

中之島にぎわいの森 企画推進業務
募集要項

平成 **23** 年 **5** 月
大阪府

中之島にぎわいの森企画推進業務募集要項

第1 業務について

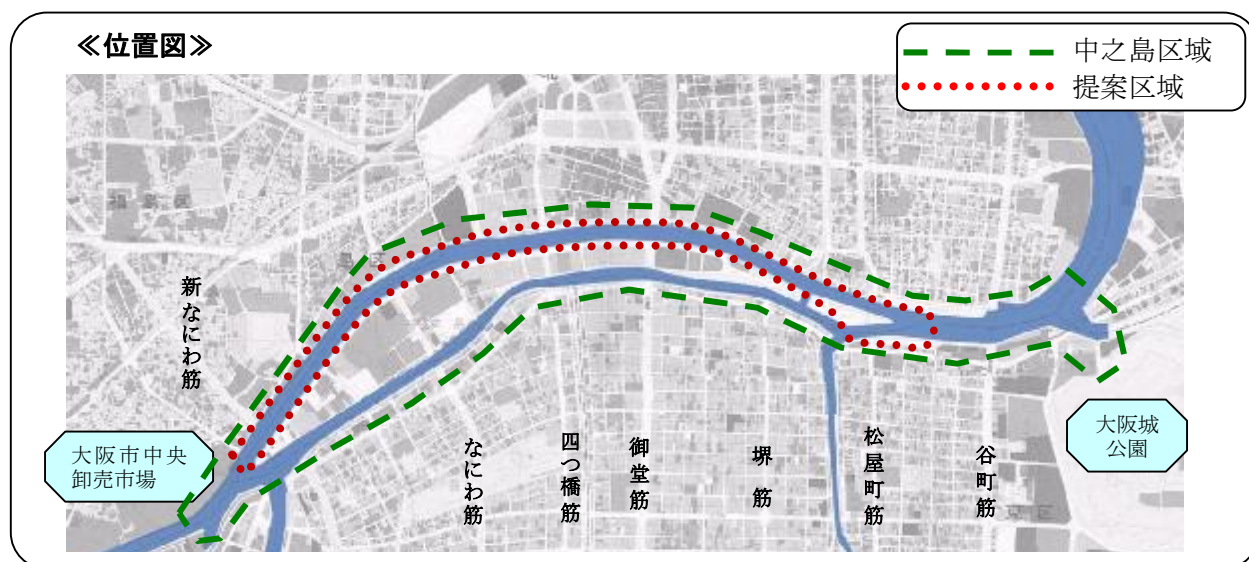
1 業務名

中之島にぎわいの森企画推進業務

2 業務趣旨

大阪府では、「中之島にぎわいの森づくり」として、堂島川右岸を中心に、川沿いをみどりと遊歩道でつなぎ、水辺の親水性を活かしつつ、大阪城公園から大阪市中央卸売市場までの河川沿いの回遊性を高めるとともに、民間事業者によるにぎわい施設（店舗等）を誘致するなど、官と民が一体となり、みどり豊かな空間の中ににぎわいを創出することとしている。

本業務では、中之島にぎわいの森において、『みどりを活かしたにぎわいづくり』に向け、既存のみどりをワンランクアップさせるとともに、川沿いにみどりのつながりが感じられるランドデザインや、中之島の既存ストックを活かし、みどりと融合したソフト・ハード面からの人が集まる仕掛けづくり等の企画の提案を求める。



3 業務内容

提案内容を踏まえ、中之島にぎわいの森において、みどりを活かしたにぎわいづくりに向け、次のとおり企画書を作成する。

《企画書の構成》

(1) みどりを活かしたにぎわいづくりの方向性

① 中之島にぎわいの森のコンセプト

水辺の親水性を活かしつつ、河川沿いの回遊性や滞在性を高めるとともに、みどり豊かなにぎわい空間の創出を目指す「中之島にぎわいの森」を、府民に分かりやすく伝えるとともに、親しみがもてるようなコンセプトを作成する。

② 中之島にぎわいの森のランドデザイン(※1)

みどりを活かしたにぎわいづくりに向け、コンセプトに沿いつつ中之島にぎわいの森の魅力を向上させるランドデザインを作成する。

(※1) 既存のみどりをワンランクアップさせるとともに、川沿いにみどりのつながりを感じられるような、ランドスケープデザインに配慮すること。

③ 中之島にぎわいの森の街づくり・ストーリー

立地、環境、文化など中之島がもつ様々なポテンシャルと、中之島にぎわいの森を構成する「水」や「みどり」といったキーワードを融合させるなど、中之島の既存ストックや特性を活かした、ストーリーのある街づくりの手法について取りまとめる。

(2) みどりを活かしたにぎわいづくりに向けた取組み内容

④ ソフト・ハード面からの人を集める仕掛けづくり (※2)

①から③を踏まえ、魅力的な森づくりや民間事業者によるにぎわいづくりを含め、人が集まる仕掛けについて、課題等を整理の上、ソフト・ハード面から企画の取りまとめを行う。

(※2) 民間事業者によるにぎわいづくりについては、集客力を有するとともに、収益を込め込むなど、継続性や自立性を有する事業を提案すること。

⑤ にぎわいづくりに向けたイベント企画

中之島にぎわいの森において、にぎわいづくりに繋がるイベントの企画の取りまとめを行う。

(3) 付属資料

⑥ 国内外における水やみどりを活かしたにぎわいづくりに関する先行事例の収集

⑦ 以下に掲げる資料の作成

- ・中之島にぎわいの森のイメージパース (全体俯瞰図、極所拡大図)
- ・中之島にぎわいの森の広報パーツ (例：キャッチコピー、ロゴタイプ等)
- ・広報用ポスター、チラシの原版 (B2版、A4版 各2種類以上)
- ・広報用リーフレットの原版 (A4版4ページ)

《企画書の取りまとめにあたっての留意事項等》

- ・企画書の取りまとめにあたっては、有識者とのヒアリングを複数回行い、その意見を参考とすること。なお、ヒアリングにかかる費用については事業者の負担とする。また、ヒアリングを行う有識者については、事前に大阪府と協議をすること。
- ・現在、水都大阪推進委員会において策定作業中の「水と光のまちづくり構想」(7月策定予定)を踏まえ、企画を取りまとめること。
- ・大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎南側及び天神橋下流右岸の各河川敷においては、先行的に事業候補者が決まっていることから、その内容も踏まえ、企画を取りまとめること。

4 予定契約期間

契約の締結日から平成23年9月30日(金)

5 契約金額の上限

金5,250,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

第2 提案者に必要な要件

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人で形成されるグループ(以下「グループ」という。)とする。なお、グループについては、すべての構成員が以下の要件を満たすこととする。(ただし、10の要件についてはグループの代表者が満たすこととする。)

また、グループについては、提案上、1つの企業とみなし、提案書類提出後は代表者及びグループの構成員の変更は原則として認めない。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者（同項各号のいずれかに該当すると認められたことにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間を経過したと認められる者については同項各号の規定に該当しない者に含む。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用しない者
- 2 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（開法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始申立てをしなかった者又は更生手続開始申立てをなされなかった者とみなす。
- 4 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、最近 1 事業年度の府税に係る徴収金を完納していること。
- 5 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- 6 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- 7 提案事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者又は受けることができる者であること。
- 8 提案書の応募日から契約締結日までの間について、次の(1)又は(3)のいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - (2) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - (3) 大阪府との契約において、談合等の不正行為があつたとして損害賠償請求を受けている者（ただし、この公示の日までの間に当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）
- 9 守秘義務を遵守できること。
- 10 本事業の実施にあたり、府との打合せなどに適切に対応できること。

第3 応募の手続き

1 スケジュール（募集開始から契約締結に至るまでの流れ）

- | | |
|-----------------------|---------------------------------|
| (1) 募集要項の配布 | 平成 23 年 5 月 27 日（金）～6 月 27 日（月） |
| (2) 募集に関する説明会 | 平成 23 年 6 月 3 日（金） |
| (3) 質問の受付 | 平成 23 年 5 月 30 日（月）～6 月 17 日（金） |
| (4) 提案書の受付 | 平成 23 年 6 月 21 日（火）～6 月 27 日（月） |
| (5) 審査（最優秀提案者・次点者の決定） | 平成 23 年 7 月上旬 |
| (6) 契約締結（業務開始） | 平成 23 年 7 月上旬 |

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

期間：平成 23 年 5 月 27 日（金）から同年 6 月 27 日（月）まで
時間：午前 9 時から午後 6 時まで 【5 月 27 日のみ午後 2 時から】

(2) 配布場所

募集要項は下記ホームページで配布する。

【アドレス：<http://www.pref.osaka.jp/toshimi ryoku/nakanosima/ki kaku.html>】

なお、希望者には本要項第 7 の担当窓口において、CD-R メディア（未使用の状態で容量 700MB 以上のもの）と交換で提供する。

希望者は、事前に電話にて申込みを行った上、来庁すること。

（土曜日、日曜日及び祝日並びに閉庁時間は対応不可）

3 説明会の開催

(1) 開催日時

平成 23 年 6 月 3 日（金） 10 時から 1 時間程度

(2) 開催場所

大阪市住之江区南港北 1-1-4-16
大阪府咲洲庁舎（旧 WTC ビル）
18 階会議室



(3) 参加申込

参加を希望する者は、平成 23 年 6 月 2 日（木）午後 6 時までに、本要項第 7 に記載する担当窓口まで、指定様式（様式 1）により電子メールにて申し込むこと。

「件名」の初めに「【説明会申込】中之島にぎわいの森企画推進業務」と明記すること。

電子メール送信後は、必ず本要項第 7 の担当窓口まで電話にて到着確認を行うこと。

(4) その他

当日は、各自募集要項を持参すること。会場での募集要項の配布は行わない。

4 質問の受付

(1) 受付期間

期間：平成 23 年 5 月 30 日（月）から同年 6 月 17 日（金）まで

時間：午前 10 時から午後 5 時まで

(2) 提出方法

本要項第 7 の担当窓口まで指定様式（様式 2）により電子メールにて提出すること。

なお、担当窓口以外の関係機関に対して直接質問を行わないこと。

「件名」の初めに「【質問】中之島にぎわいの森企画推進業務」と明記すること。

電子メール送信後は、必ず本要項第 7 の担当窓口まで電話にて到着確認を行うこと。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、順次、府ホームページに掲載する。

【アドレス：<http://www.pref.osaka.jp/toshimi ryoku/nakanosima/ki kaku.html>】

5 提案書の受付

(1) 受付期間

期間：平成 23 年 6 月 21 日（火）から同年 6 月 27 日（月）まで

時間：午前 10 時から午後 5 時まで

(2) 提出場所及び提出方法

本要項第 7 に記載する担当窓口まで持参すること。

なお、提出に際しては、事前に担当窓口まで、提出日、時間等を電話にて連絡すること。

(3) 必要書類及び提出部数

「ア 応募書類」と「イ 添付書類」（以下「提案書類等」という。）を、それぞれ別ファイルとして以下のとおり提出すること。

ア 応募書類

応募提案書は、事業概要や業務内容を踏まえ、みどりを活かしたにぎわい創出に向けた企画等について、「第 1、3 の業務内容」①から⑤にかかる試案を提案すること。

他の書類については、様式に基づき提出すること。

名 称	様 式	部 数	備 考
提案書	様式 3	原本 1 部	
誓約書	様式 4	原本 1 部	
事業者調書	様式 5	原本 1 部	
グループ協定書	様式 6	原本 1 部	グループで参加する場合のみ
応募金額提案書	様式 7	原本 1 部、コピー 9 部	
応募提案書	様式 8	原本 1 部、コピー 9 部 CD-R 1 部（原本を PDF ファイル化した もの）	
委任状	様式 9	原本 1 部	応募者が受任者の場合のみ
使用印鑑届	様式 10	原本 1 部	

イ 添付書類

グループで参加する場合は、全ての構成員について提出すること。

名 称	部 数	備 考
会社定款又は寄付行為	1 部	
履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）	原本 1 部	発行日から 3 ヶ月以内のもの
会社法人の印鑑証明書	原本 1 部	発行日から 3 ヶ月以内のもの
都道府県税（全項目）の納税証明書	原本 1 部	最近 1 事業年度分
消費税及び地方消費税の納税証明書	原本 1 部	最近 1 事業年度分
財務諸表等の写し （貸借対照表、損益計算書、営業報告書、 附属明細書、利益処分計画書、欠損金 処理計算書）	各 1 部	最近 1 ヶ年のもの （半年決算の場合は 2 期分）

(4) 提案書類等の取扱い

ア 著作権

提案書類等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、府が必要と認めるときは、その内容を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案書類等については、事業者の選定に係る本事業の公表の目的以外には原則使用しない。

イ 提出書類の取扱い

提案書類等は、当該募集に関する報告等のため必要と認める場合及び条例等の規定による情報公開手続による場合を除き、提案者の許可を得なければ公表しない。

ウ 提出書類の返却

提出された提案書類等は返却しない。

(5) その他注意事項

ア 応募提案書においては、応募事業者名（グループ名）の記載を禁止する。また、応募事業者（グループ名）が推測できるような表現も禁止する。

イ 提案書類等に使用する言語は日本語とする。

ウ 提案書類等に不備がある場合には、審査の対象とならない場合がある。

エ 当該募集の保留、延期又は取り止め若しくはその他募集に関する重要事項等を連絡する場合は、以下のホームページに掲載するので定期的に確認すること。

なお、連絡事項の確認を行わなかったことにより、参加者が被った損害については、府は一切の責めを負わない。

【アドレス：<http://www.pref.osaka.jp/toshimi ryoku/nakanosima/ki kaku.html>】

第4 事業者の決定方法

1 審査方法

提案書類等の審査は選定委員会を設け実施する。

選定委員会は、2に示す審査項目に基づいて審査を実施し、最も評価点の高い者を最優秀提案者とし、次に評価点の高い者を次点者として選定する。

最優秀提案者となる者又は次点者となる者が複数存在する場合は、選定委員会による合議により選定する。

なお、応募多数の場合は、書面による1次審査を行い、通過した団体のみ2次審査の対象とする。

また、審査は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

2 審査項目

(1) 審査項目の合計の基準点は、70点（70%）とし、評価点が基準点未満の場合は、最優秀提案者及び次点者として選定しない。

審査項目	審査のポイント	配点
企画提案にあたっての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりを活かしたにぎわいづくりを行う中之島にぎわいの森の趣旨を理解した企画提案となっているか。 ・中之島のポテンシャルを活かした企画提案となっているか。 	30点
企画提案の内容		
みどりを活かしたにぎわいづくりの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺の親水性を活かしつつ、河川沿いの回遊性や滞在性が向上するような企画提案であるか。 ・中之島にぎわいの森を、府民に分かりやすく、親しみやすく伝えることができるような企画提案であるか。 ・中之島にぎわいの森の魅力を向上させるような企画提案であるか。 ・ランドスケープデザインを十分に考慮しているか。 ・中之島の特性を活かしたストーリーある街づくりについて優れた企画提案であるか。 	30点
みどりを活かしたにぎわいづくりに向けた取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中之島にぎわいの森に人を集める仕掛けについて、ソフト・ハード面から優れた企画提案であるか。 ・民間事業者によるにぎわいづくりについて、継続性や自立性を有する企画提案であるか。 ・みどりを活かしたにぎわいづくりに向け、特色のあるイベントの企画提案であるか。 ・的確かつ効果的なアイデアが提案されているか。 	30点
応募金額	$\text{満点(10点)} \times \frac{\text{全応募者の中で最低応募価格}}{\text{応募価格}} = \text{得点}$	10点
合 計		100点

3 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

審査にあたり、提案者から内容についてプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）の実施を求める場合がある。なお、プレゼン等には、追加資料やパワーポイント等機材を使用することはできなので注意すること。

4 事業者の決定

府は、特別な理由がない限り、最優秀提案者を本業務の契約交渉の相手方（以下「事業者」という。）に決定する。

決定後に事業者となった者が、辞退又は失格要件に該当することが判明した場合は、次点者を繰り上げ、事業者とする。

5 結果公表

(1) 公表方法

大阪府公募型プロポーザル方式の公表窓口を一元化し、府ホームページの「大阪府電子調達（電子入札）システムホームページ」において、選定結果に関する情報を公表する。

(<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/>)

なお、「大阪府電子調達（電子入札）システムホームページ」において選定結果を公表する期間は、5年間とする。

(2) 公表時期及び公表内容

選定の手続や選定の過程等の透明性を高めるため、次の内容を事業者の選定後、速やかに公表するものとする。

ア 最優秀提案者及び事業者と評価点（品質点、価格点及び提案金額）

イ 全提案者の名称 ※申込順

ウ 全提案者の評価点 ※得点順 内容はアと同じ

エ 最優秀提案者の選定理由 ※講評ポイント

オ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(3) その他

ア 選定結果に関する情報は、ホームページ等によって広く公開することから、落選した者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、(2)のイとウの対応関係を明らかにしないこととし、イは申込順に、ウは評価点（品質点と価格点の合計）の得点順にそれぞれ記載する。

イ 応募が2者の場合は、アと同様の趣旨から評価点に関する情報については、(2)のアを公表し、(2)のウは公表しないこととする。

6 失格事由

次のいずれか一つに該当する場合は、応募者は失格とする。なお、大阪府入札参加停止要綱（平成22年4月1日施行）に基づき、入札参加停止等の措置を講じることがある。

(1) 提案者が選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について、相談を行った場合

(3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

(4) 提案書類等の記載内容に虚偽の内容が認められた場合

(5) 提案者が、提案書類等の受付日から契約締結日までの間に「第2 提案者に必要な要件」を満たさなくなった場合

(6) 応募金額が、「第1、5の契約金額の上限」を上回っている場合

(7) あらかじめ連絡したプレゼン等の時刻に出席しなかった場合

(8) 2以上の提案書を提出した場合（グループ構成員として参加する場合を含む。）

(9) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

(10) 大阪府公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得に違反した場合

7 提案者が1者又は無い場合の取扱い

提案者が1者の場合であっても審査を実施する。ただし、提案者が無い場合は本件の公募を中止する。

第5 契約等に関する事項

1 委託事業については、原則、最優秀提案者に選定された団体と大阪府との間において平成 23 年 7 月上旬の契約締結を目途に協議を行う。

ただし、次に該当する場合は、事業者としての資格を取消し、契約を締結しないこととする場合がある。

(1) 正当な理由なくして府の指定する期日までに契約締結に応じなかった場合

(2) その他、本要項又は各種関係法令に違反した場合

2 採択された提案については、採択後に大阪府との詳細な協議により、事業内容について変更が生じる場合がある。なお、事業内容が変更した場合であっても、契約金額については、別に定める上限を限度とする。

3 府との委託契約にあたっては、契約の相手方が保険会社との間に府を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合を除き、委託金の5%以上を契約保証金として納付すること。

4 事業実施にあたっては、一部の再委託を認めるが、その際は、府との事前協議を行った上、承認を得ること。

5 委託料の支払いについては、全額、精算払とする。

6 委託成果品についての著作権は、府に帰属する。

7 大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例に基づく義務

契約締結の相手方のうち常用労働者56人以上の事業主等については、大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第17条第1項の規定により、障がい者の雇用状況を報告するなどの手続きが必要な場合がある。

詳しくは、大阪府障がい者雇用促進センター（TEL 06-6210-9525）に問い合わせること。

第6 その他

1 提案及びプレゼン等に係る費用は、全て応募者の負担とする。

2 業務の実施にあたり、事業者の提案内容について、府が変更する必要を認めた場合は、事業者は可能な限り府の意見を取り入れ、提案内容を変更すること。

3 応募提案にあたっては、本要項のほか、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得等を熟読するとともに遵守すること。

4 本要項に定めのない事項については、契約時に大阪府と協議の上、決定することとする。

第7 担当窓口

大阪府 府民文化部 都市魅力創造局 都市魅力課

中之島にぎわいの森推進グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16（大阪府咲洲庁舎37階）

代表電話：06-6941-0351（内線2324）

直通電話：06-6210-9311

FAX：06-6210-9316

電子メールアドレス：toshimi ryoku-07@gbox.pref.osaka.lg.jp